




資料編

- ・ 成果指標一覧
 - ・ 用語解説
 - ・ 総合計画策定に関する組織
 - ・ 総合計画策定の経過
 - ・ 志免町総合計画審議会条例
 - ・ 志免町総合計画審議会委員等名簿
 - ・ 諮問、答申
 - ・ 土地利用方針図
- 

成果指標一覧

(1) 成果指標とは

第5次志免町総合計画後期基本計画では、まちづくりの目標（施策）や取り組み方針の成果を把握するために成果指標を設定しています。成果指標とは、まちづくりの目標（施策）やその取り組み方針の達成度を測るための物差しのことです。

(2) 現状値と目標値

現状値は、現時点で把握できる最新データの数値にしています。現状値が把握できていないものもありますが、今後は目標値達成に向けて取り組んでいきます。

目標値は、次の2つのパターンがあります。

①目標の方向性を矢印で示すパターン

『↗』数値の増加を目指す指標

『→』数値の維持を目指す指標

『↘』数値の減少を目指す指標

②数値で示すパターン

(3) 行動目標とは

行動目標とは、まちづくりの目標ごとの取り組み方針を達成するために、具体的に記した行動を起こすことを目標とするものです。成果指標のように成果を数字で表すものではありません。

政策名 1. 人と地域がにぎわうまち

まちづくりの目標1 お互いが認め合い、尊重するまちをつくる【人権・男女共同参画】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
人権の尊重について正しく理解している町民の割合 (町民意識調査)	%	60.9 (26年度)		急激な社会状況の変化や情報通信技術の発達によって新たな人権侵害問題が発生していることが考えられるため、町民の人権尊重への理解を高めることを目指します。
人権が守られていると感じている町民の割合 (町民意識調査)	%	82.9 (26年度)		町民意識調査で、人権が守られていると回答した割合は、82.9%と現状では高い水準になっていますが、さらなる向上を目指します。
人権啓発事業の参加者数	人	1,350 (26年度)		多様化している人権意識に対応できるよう、「人権を尊重するつどい」などの人権啓発事業への参加者を増やして、人権教育の浸透をはかります。
高齢者・障害者虐待・DV相談件数	件	15 (26年度)		現状では、相談窓口の周知が進んでいないと考えられ、相談件数が少ない状況です。今後、周知をはかり、相談件数の増加を目指します。
女性のための相談事業の相談件数(DV相談除く)	件	14 (26年度)		現状では、相談窓口の周知が進んでいないと考えられ、相談件数が少ない状況です。今後、周知をはかり、相談件数の増加を目指します。

まちづくりの目標2 町民が学びあい、高めあうまちをつくる【スポーツ・文化活動】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
町内のスポーツ施設・文化施設を利用したことがある人の割合 (町民意識調査)	%	40.9 (26年度)		町民がスポーツに親しむことができる環境づくりや生涯学習・文化活動への意欲を高められるよう、環境づくりにつとめ、利用者の増加をはかります。
町内のスポーツ施設・文化施設に対する満足度 (町民意識調査)	%	78.8 (26年度)		町民がスポーツに親しむことができる環境づくりや生涯学習・文化活動への意欲を高められるよう、スポーツ施設と文化施設の施設環境を整え、満足度を高めます。
スポーツ団体の登録数	団体	161 (26年度)		スポーツ団体は160を超える多くの登録がありますが、施設的な限界もあるため、登録団体数については維持を目指します。
文化関係の団体数	団体	64 (26年度)		現在、64の団体がありますが、青少年のサークルが少ないため、団体数の増加を目指します。
講座の開催数	回	287 (26年度)		平成24年から受講料と託児料の徴収を開始した影響もあり、それ以前と比べ不成立となる講座が増えたため、件数については徴収以前の水準に引き上げます。
故障や不具合がある施設の改修・修繕率	%	-		施設の不具合に対して改修や修繕を行うことで、快適に使える施設の提供につとめます。
施設利用の受益者負担のルール化 【行動目標】				行動目標のため記載なし

まちづくりの目標3 町民が活発に交流し、自主的に活動するまちをつくる 【住民交流】【住民自治】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
サークルや団体に所属して活動している町民の割合 (町民意識調査)	%	6.8 (26年度)		地域活動・住民活動を活発にするため、日常生活の中で同じ目的をもつ人たちのグループに関わる人の増加を目指します。
過去1年間に地域活動・住民活動に参加した町民の割合 (町民意識調査)	%	53.8 (26年度)		近年は、転入者などの町内会加入率が減少しているとの声もあるため、町民同士の交流を増やし、地域活動に参加するきっかけづくりにより参加者の増加を目指します。
住民活動団体の登録数	団体	17 (26年度)		住民の自主的な活動を支援し、活発な活動を促進する結果として、まちづくり支援室に登録されている住民活動団体の登録数増加を目指します。
公民館の開館日数(年間)	日	-		地域活動や住民活動を活発にするため、自治公民館の開館日数の増加を目指します。
新たな地域自治モデルの検討 【行動目標】				行動目標のため記載なし

まちづくりの目標4 住み続けたいと思える、魅力と活力あるまちをつくる 【産業・雇用】【定住促進】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
志免町に住み続けたいと答えた町民の割合 (町民意識調査)	%	86.8 (26年度)		基本的な目標である「住んでよかった、住み続けたいまち」と感じてもらえるまちづくりに取り組みます。
志免町の文化財・伝統文化を知っている町民の割合 (町民意識調査)	%	33.5 (26年度)		郷土愛やふるさと意識向上のため、志免町に昔から伝わる伝統文化や文化財等について周知をはかります。
商工会に加入している事業所数	事業所	922 (26年度)		商工会の活力を上げ、地域経済の活性化につなげるために会員数の増加を目指します。

政策名 2. 未来の担い手と共に育つまち

まちづくりの目標5 子どもを安心して生み育てることができるまちをつくる【子育て支援】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
子どもを育てやすいまちだと答えた保護者の割合 (町民意識調査)	%	70.6 (26年度)		子どもを安心して生み育てることができるよう、今後も継続して支援に取り組み、「子どもを育てやすいまち」と感じる保護者を増やします。
合計特殊出生率	-	1.77 (25年度)		子どもの増加及び人口増は町の発展には欠かせないため、出生率の増加を目指します。
保育園の待機児童数	人	49 (27年度)	0	働く保護者が就学前児童を安心して預けられる保育環境を整える必要があるため、待機児童数0(ゼロ)を目指します。
学童保育所の待機児童数	人	25 (27年度)	0	働く保護者が児童を放課後に安心して預けられる保育環境を整える必要があるため、待機児童数0(ゼロ)を目指します。
子育てサロン等開催回数	回	4 (27年度)		地域での子育てサロン等の場を増やし、家庭で保育する母親を支援するため、開催回数の増加を目指します。
子どもの発達に関する年間延べ相談件数	件	2,540 (26年度)		子どもの発達に関する相談窓口の周知が進んでいないと考えられるため、今後の相談件数を伸ばしていきます。
児童発達支援及び放課後デイサービス等の延べ利用者数	人	100 (26年度)		今後、対象である障がい児が増えることが見込まれるため、利用者の増加を目指します。
乳幼児健診受診率	%	95.4 (26年度)		受診できる方はすべて受診していると考えられるため、現状維持につとめます。
子どもを持つ不安として経済的な理由を挙げた若年女性(18~39歳)の割合 (町民意識調査)	%	63.3 (26年度)		子育ての不安や負担を感じる方が、就学前の子どもや小学生をもつ保護者に高い割合でいるため、子育てに関する負担の軽減をはかり、不安を感じる保護者の減少を目指します。
出産・育児休暇等の制度があると答えた町民の割合	%	56.1 (26年度)		子育て家庭の支援のため、従業員が家庭で子どもとの関わりが深められるよう配慮していただける事業者の増加を目指します。
子育て支援センター、子育てサロン、子育て教室等の年間延べ利用者数	人	2,261 (26年度)		子育てに関する情報提供や子育て家庭が相談・交流できる場を提供し、利用者の増加を目指します。
子育てモバイル登録者数	人	-		平成27年度に整備したシステムの周知をはかり、登録者数を増やします。

まちづくりの目標6 子どもが活き活きと学び、生きる力を育むまちをつくる【学校教育】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	%	小 82.2 中 84.2 (26年度)		一人ひとりに応じた学習支援や様々な教育資源を活用した教育活動を展開し、「学校に行くのが楽しい」と感じる生徒を増やします。
全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った学校数	校	3 (26年度)	6	少人数指導や補充学習を継続して行い、町内の児童生徒の学力向上をはかります。
運動をしていると答えた児童生徒の割合	%	小 97.5 中 85.3 (26年度)		運動している子どもの割合は高い水準にあると思われるため、今後は、平成26年度の数値の維持を目指します。
「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の割合	%	小 73.8 中 66.0 (26年度)		家庭・地域・学校が一体となって健やかな子どもを育てる教育環境の充実につとめ、子どもの生きる力を育み、「自分にはよいところがある」と答える児童生徒を増やします。
小学校の耐震化率	%	97.5 (27年度)	100.0	安全な学校生活を送れるよう、耐震改修を継続して行います。
不登校児童生徒の割合	%	小 0.23 中 4.26 (26年度)		学級の状況把握や教育相談体制の充実により、不登校の未然防止につとめます。
いじめ・不登校の解消率	%	小 100.0 中 100.0 (26年度)		不登校対応教室、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置することで不登校問題への対応をはかり、成果を維持します。
職場体験学習の受け入れ事務所等の数	事業所	小 72 中 35 (26年度)		職場体験学習で生徒を受け入れる事業所を増やし、地域における生徒等への教育力を高めます。

まちづくりの目標7 子どもの権利を守り、安全で健やかに成長できるまちをつくる 【子どもの権利保障】【子どもの権利育成】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
自分がまわりの人から大事にされていると感じる子どもの割合 (町民意識調査 児童・生徒アンケート)	%	87.9 (26年度)		子どもの権利条例の周知や理解を促進し、子どもが安心して生きていけるような取り組みを進めます。
子どもに関する地域・サークル活動に参加した大人の割合 (町民意識調査)	%	24.5 (26年度)		子どもの健全育成のため、地域活動やサークル活動に参加する地域住民(大人)の割合の増加を目指します。
子どもに関する地域・サークル活動に参加した子どもの割合 (町民意識調査 児童・生徒アンケート)	%	73.7 (26年度)		子どもの生きる力を育むため、子どもに関する地域活動・サークル活動を支援し、子どもの参加を促します。
児童虐待相談件数	件	38 (26年度)		現在は、相談窓口の周知が進んでいないと思われ、相談件数が少ない状況です。今後、周知をはかり、相談件数の増加を目指します。
中学生の子どもの権利条例の認知度 (中学生への子どもに関するアンケート)	%	35.8 (26年度)	42%	子どもの権利条例の認知度が低い状況であるため、周知と理解促進に向けた取り組みを充実させます。
一般住民の子どもの権利条例の認知度 (町民意識調査)	%	17.8 (26年度)	20%	子どもの権利条例の認知度が低い状況であるため、周知と理解促進に向けた取り組みを充実させます。
志免町地域子ども教室の充足率	%	65.1 (26年度)		参加希望者が多く、定員を増やして要望に応える必要があるため、充足率の上昇を目指します。
通学合宿年間延べ参加者数	人	99 (26年度)		通学合宿を行っていない地区で開催し、参加者数の増加を目指します。
子ども(中学生から18歳)の居場所「リリーフ」の延べ来所人数	人	318 (26年度)		「リリーフ」の周知・広報を行うことで、家や学校と違う居場所を求めている子どもたちの利用を増やします。
青少年育成団体活動支援団体数	団体	35 (26年度)		青少年が所属するスポーツ・文化団体に対して支援が広がるなど、青少年健全育成のための取り組みができている現状を維持します。

政策名 3. 人にやさしく健やかなまち

まちづくりの目標8 町民が健康を保ち向上するまちをつくる 【健康づくりの推進】【適正な医療の確保】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
心身ともに健康だと感じる町民の割合 (町民意識調査)	%	70.2 (26年度)		現状は高い水準であると考えられますが、健康づくりへの支援を行うことで、心身の健康を感じる町民の割合を増やします。
日頃、健康のための取り組み(3項目以上)を行っている町民の割合 (町民意識調査)	%	68.4 (26年度)		平成21年度現状値から横ばいで推移してきています。「健康しめ21」に基づいて、健康に関する意識向上をはかることで、健康のための取り組みを行う町民を増やします。
地域での健康に関する教室の年間参加者数(食進会地域教室、出前講話等)	人	1,259 (26年度)		町民自らの健康づくり活動を促進するため、健康に関する意識向上をはかる機会への参加者数の増加を目指します。
健康しめ21の認知度 (町民意識調査)	%	19.4 (26年度)		町民の健康増進をはかる「健康しめ21」の周知をはかり、町民の健康管理・健康づくり活動を促進します。
健康診断(特定健診)の受診率(国民健康保険)	%	27.5 (26年度)		病気の予防・早期発見が、重症化予防につながるため、受診率の向上につとめます。
健康診査受診率(後期高齢者医療)	%	17.52 (26年度)		病気の予防・早期発見が、重症化予防につながるため受診率の向上につとめます。
特定保健指導の実施率	%	55.4 (26年度)		病気の予防・早期発見が、重症化予防につながるため受診率の向上につとめます。
休日・夜間や救急時の医療機関の情報を得られていると感じる町民の割合 (町民意識調査)	%	84.0 (26年度)		インターネット等の普及により、救急時の医療機関の情報を得られる方の数が増えてきていると予想されます。現状の高い水準を今後も維持します。

まちづくりの目標9 高齢者が地域で安心して暮らすことができるまちをつくる 【高齢者福祉の充実】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
暮らしやすい地域であると感じる高齢者の割合 (町民意識調査)	%	61.6 (26年度)	↑	平成21年度現状値から微減で推移してきました。地域で高齢者を見守る活動や高齢者の社会参加を促すなどの取り組みを展開していくことで成果の向上を目指します。
地域生活に心配になることがないと感じる高齢者の割合 (町民意識調査)	%	16.4 (26年度)	↑	高齢化率の伸びが予測される中において、施策を展開することで、心配になることがないと感じる高齢者の割合を増やします。
老人クラブ会員率	%	12.8 (26年度)	↑	日常生活において仲間づくりや健康づくりに取り組むことで、高齢者が生きがいをもって生活していけるように、高齢者に対して老人クラブへの加入を促します。
シルバー人材センターへの加入率	%	3.3 (26年度)	↑	高齢者が働くことを通じて地域社会の活性化に貢献することに生きがいを感じてもらうため、加入率の増加を目指します。
サロン等高齢者が集える場を開催している団体数	団体	28 (26年度)	↑	高齢者が、「ひきこもり」「孤立」といった状態にあることが問題視されています。生きがいと元気に暮らしていくためのきっかけをつくってもらうため、開催団体数の増加を促します。
介護予防教室への延べ参加者数	人	6,540 (26年度)	↑	年々増加している要介護認定者の増加をおさえるため、介護予防教室への参加を促します。
高齢者ボランティア会員数	人	150 (26年度)	↑	ボランティア活動を通して仲間づくりや社会貢献に取り組むことで、高齢者が生きがいをもって生活していけるように、高齢者がボランティアに参加しやすい環境づくりを推進します。
自立高齢者(65歳から74歳までの高齢者で介護認定を受けずに生活している高齢者)の割合	%	96.0 (26年度)	→	自立高齢者の割合は、高い水準にあると思われます。今後も介護認定を受けずに生活できるように介護予防活動への参加を促したり、日常生活支援の情報を提供するという支援を行い、成果を維持します。
認知症サポーター養成者数(累計)	人	735 (26年度)	↑	高齢者の見守りや支援の中でも、認知症の方やその家族への支援を行う際には、認知症についての基礎知識をより多くの町民に理解していただく必要があるため、認知症サポーター養成講座への参加を促します。
要介護状態(要介護1~5)になっても在宅生活されている方の割合	%	60.4 (26年度)	↑	地域での高齢者の見守り活動や在宅福祉サービスの提供、地域ケア会議の開催により、高齢者を地域で支える取り組みを行い、在宅で生活しやすい環境を整備します。
町と協定を結んで見守り活動を実施している団体・事業所数	団体・事業所	13 (26年度)	↑	高齢者の見守り体制を構築し、高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、町と協定を結ぶ団体の増加を目指します。

まちづくりの目標 10 障がいのある人が安心して暮らすことができるまちをつくる 【障がい者福祉の充実】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
障がいのある人にとって暮らしやすいと思う障がい者の割合 (障がい福祉計画アンケート)	%	45.9 (26年度)		障がい福祉サービスや相談体制の充実、障がいに対する地域の理解促進等をはかることにより、障がい者の暮らしやすいまちづくりを目指します。
障がいのある人にとって暮らしやすいと思う町民の割合 (町民意識調査)	%	44.4 (26年度)		地域住民及び事業者に対する啓発活動や相談体制の整備等に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいと思う町民の増加を目指します。
障がい者に関する年間延べ相談件数	件	1,937 (26年度)		周知や啓発につとめ窓口体制を充実させることにより、相談件数の増加を目指します。
障害者就労施設等からの物品等の調達金額	円	364,525 (26年度)		就労支援のため、物品等の調達金額の増加を目指します。
就労移行支援の利用者数	人	94 (26年度)		就労移行支援についての周知をはかり、利用者数の増加を目指します。

まちづくりの目標 11 適正な社会保障等ができるまちをつくる 【適正な医療の確保】 【その他福祉】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
1人当たりの医療費(国民健康保険)	千円	322 (25年度)		全体的に医療費が高くなっている中、予防などで医療費を削減する必要がありますが、医療機関の充実等もあり難しい現状にあるため、現状維持に留めます。
1人当たりの医療費(後期高齢者医療)	千円	1,259 (25年度)		全体的に医療費が高くなっている中、予防などで医療費を削減する必要がありますが、医療機関の充実等もあり難しい現状にあるため、現状維持に留めます。
国民健康保険税収納率(現年分)	%	92.06 (26年度)		収納率向上を達成し、制度の健全な運営をはかります。
後期高齢者医療保険料収納率(現年分)	%	99.48 (26年度)		収納率向上を達成し、制度の健全な運営をはかります。

政策名 4. 自然にやさしいエコのまち

まちづくりの目標 12 自然環境を支持し、保全するまちをつくる 【環境保全】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
宇美川水質基準達成率	%	100.0 (26年度)	→	現状で100%の達成率を今後も維持します。
自然環境保護活動を行っている と答えた町民の割合 (町民意識調査)	%	9.8 (26年度)	↗	町民一人ひとりが活動することで、環境保全のまちづくりに寄与することが望ましいため、活動に参加する町民を増やします。
自然環境保護活動参加者数	人	321 (26年度)	↗	町民意識調査で自然環境保護活動を行っている と答えた町民の割合が10%前後に留まっているため、自然に関する関心を高められるよう参加を促す必要があります。

まちづくりの目標 13 ごみの減量と資源再利用を進め環境にやさしいまちをつくる 【ごみ・リサイクル】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
町民一人1日当たりのごみ(燃やせるごみ)の排出量	g	612 (26年度)	↘	分別の徹底や生ごみの水切り等を啓発し、燃やせるごみの減量をはかります。(事業所ごみの増加に伴い燃やせるごみの総量が増えており、啓発活動によって排出量を減らします。)
1年間の資源回収量	t	970 (26年度)	↗	公共施設へのリサイクルステーション設置等、町民が利用しやすい環境づくりを検討し、分別の徹底やリサイクルを促進することにより資源回収量の増加をはかります。
ごみ減量(水切り・家庭用生ごみ処理機の利用・買い物時にマイバッグを持参する等)を実施している町民の割合 (町民意識調査)	%	88.5 (26年度)	↗	日常生活でできるごみ減量への取り組みを啓発することにより、ごみの減量をはかります。
ごみ分別のルールやリサイクルの方法を理解している町民の割合 (町民意識調査)	%	91.0 (26年度)	↗	環境に優しいまちづくりをはかるため、ごみ分別のルールやリサイクルの方法を広く浸透させます。

政策名 5. 安全で快適に暮らせるまち

まちづくりの目標 14 事故・犯罪を防ぐまちをつくる 【防犯・交通安全】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
日常から防犯対策を行っている町民の割合 (町民意識調査)	%	86.2 (26年度)		日常から防犯対策を行っている町民の割合は、高い水準で推移してきています。今後も、犯罪情報を発信し、意識の啓発をはかります。
犯罪被害件数 (福岡県警察データ)	件	677 (26年)		志免町安全安心まちづくり条例に基づく防犯意識の高揚への取り組みや、安全・安心センターでの消費者トラブル相談等の対策を進めることで、犯罪被害件数の減少を目指します。
交通事故発生件数 (福岡県警察データ)	件	423 (26年度)		交通事故発生件数はここ数年横ばいで推移しています。地域防犯パトロールや交通安全教室等を開催し、発生件数の減少を目指します。
防犯灯の設置数	灯	2,259 (26年度)		防犯灯の設置を促進し、犯罪件数の減少につなげます。
見守り隊登録者数	人	2,913 (26年度)		地域の治安向上のため、見守り隊の登録者を増加させ、見守り体制を強化します。
交通安全教室の参加者数	人	1,051 (26年度)		交通安全意識の向上とそれに伴う事故件数の減少をはかるため、交通安全教室の参加者を増やします。
交通安全活動を行っている箇所数	箇所	9 (26年度)		道路交通の安全確保や円滑化のため、小学生の登下校時の誘導等を行う箇所を増やし、事故の未然防止につとめます。
消費生活相談件数	件	259 (26年度)		相談を必要とする方が潜在していると考えられるため、事業の周知をはかることにより、相談件数を増やします。

まちづくりの目標 15 災害に強いまちをつくる 【防災】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
日常から防災対策・準備をしている町民の割合 (町民意識調査)	%	65.5 (26年度)		大規模災害に備えるため、町民の日常からの防災対策を高め、有事の迅速な避難行動等につなげます。
人口1万人当たりの出火率	件	1.3 (26年度)		防災情報を提供することにより町民の防災意識を高め、出火率の減少を目指します。
危険箇所(浸水想定区域、土砂災害警戒区域)の 認知度 (町民意識調査)	%	16.0 (26年度)		浸水想定区域や土砂災害警戒区域の認知度が低いため、今後は町民への周知をはかり、認知度を高めていく必要があります。
自主防災組織の結成率	%	66.6 (27年度)		地域の防災活動団体数の増加により、防災体制の充実をはかります。
災害時の避難場所を知っている人の割合 (町民意識調査)	%	97.3 (26年度)		現状でも、高い割合の町民が避難場所を把握していますが、災害時の円滑な避難のため、さらなる上昇を目指します。
他の自治体・企業との災害協定数	協定	1 (26年度)		他の自治体・企業との災害協定を促進し、防災体制の充実をはかります。
消防団員の定員充足率	%	90.0 (26年度)		消防団員の定員充足率を向上させ、防災体制の充実をはかります。

まちづくりの目標 16 清潔で美しいまちをつくる 【環境衛生・環境美化】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
住んでいる地域が良好な住環境であると感じる町民の割合 (町民意識調査)	%	31.0 (26年度)		志免町の環境衛生について気になることがあると答えた町民の割合が高いため、改善を促すための啓発活動を行い、良好な住環境の形成をはかります。
町内会等の美化活動数	回	2 (26年度)		年2回(春・秋)の町内一斉清掃を継続して実施します。

まちづくりの目標 17 暮らしを支える生活基盤が整ったまちをつくる 【道路・公園・水路・上下水道】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
町内の道路が安全で便利に通行できると感じる町民の割合 (町民意識調査)	%	40.8 (26年度)		道路は住民の生活を支える都市施設としての重要度が高いものであるため、便利に通行できると感じる町民の割合の向上を目指します。
給水制限・断水の発生日数	日	0 (26年度)		施設の計画的な維持管理や更新を行い、給水制限や断水のない生活基盤を維持します。
下水道水洗化率	%	95.3 (26年度)		現状も高い水準ではありますが、今後も公共下水道への接続を啓発していくことにより、水洗化率の向上を目指します。
身近に利用できる公園・広場があると感じる町民の割合 (町民意識調査)	%	69.4 (26年度)		公園の利用促進をはかり、身近に感じる町民の割合を増やします。
地区計画などの制度により誘導され、開発された市街化調整区域内の面積	m ²	0 (26年度)		適切な土地利用を推進するため、制度に則った開発を促し、現状の成果を維持します。
事故発生日数(町道・水路等)	件	3 (26年度)		通学路における水路への転落等の事故があるため、事故発生の抑制を目指します。
通学路における施設整備率	%	0	80.0	通学路における施設整備のニーズに応えていきます。
水道事業会計の経常収支比率	%	111.87 (26年度)		今後、老朽施設の修繕や更新に要する費用の増加などが見込まれることから、より一層の経営効率化を進め、収益性の確保につとめます。
町民一人当たりの都市公園面積	m ²	10.21 (27年度)		志免町公園条例第4条に「町の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする」と規定されているため、住民一人当たりの敷地面積10平方メートルを維持します。
道路冠水対策整備率(H27以降)	%	1.0 (27年度)		豪雨の発生時に冠水する道路が見られます。災害に強いまちを実現するため、道路の冠水対策を進めます。
公共下水道普及率	%	99.7 (26年度)		公共下水道については、県下の普及率を約20ポイント上回る状況にあります。おおむね整備が進んでいることとして、普及率を維持します。

資料編

政策名 6. 住民と行政が共に創るまち

まちづくりの目標 18 町民と行政が共に課題解決に取り組むまちをつくる 【協働】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
必要とするまちの情報が入手できていると感じている町民の割合 (町民意識調査)	%	71.1 (26年度)		町民が知りたい、必要な情報を確実に伝えることは協働を進めていくための基本的な事項であるため、きめ細かくタイムリーな情報の発信を目指します。
町に対して意見を伝える機会があることを知っている町民の割合(ホームページ、意見箱) (町民意識調査)	%	43.3 (26年度)		住民の意見等を広く聴くために意見箱の設置やパブリックコメント等を行っていますが、住民に意見を伝える機会が知られていなければ住民と行政がともに課題解決に取り組むまちづくりができないため、住民が町に対して意見を伝える機会があることを周知していきます。
町ホームページアクセス数	件	388,379 (26年度)		知りたい、必要な情報がホームページで確実に入手できるのであればアクセス数は増加すると考えられるため、ホームページでの情報発信について、さらなる充実を目指します。
協働提案制度で実施された事業数	事業	2 (27年度)		実施される事業数を増やすため、協働に関する啓発の機会を広げることで、協働事業提案制度への関心を高めます。
志免町で実現できる協働のありかたを考える 【行動目標】				行動目標のため記載なし

まちづくりの目標 19 将来にわたって持続可能なまちをつくる 【町財政】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
将来負担比率	%	3.2 (26年度)	35.2%以下	今後、財政収支予測で見込まれる不足額について基金を取り崩して補てんする状況になれば上昇が見込まれます。そのため目標を35.2%以下とし、類似団体平均値を下回るようつとめます。
実質公債費比率	%	6.6 (26年度)	7.0%以下	学校大規模改造事業に係る起債の償還が本格化することに伴い、実質公債費比率が今後上昇が見込まれますが、臨時財政対策債を除く町債残高の縮減に取り組み、7.0%以下を目標とします。
経常収支比率	%	88.0 (26年度)	90%以下	一般的には、80%を超えると財政の弾力性が失われつつあるとされていますが、今後、公債費が大幅に増加することなどにより比率の上昇が見込まれます。しかし、急激な経常経費の削減は住民サービスの低下につながるため、90%以下を目標とします。
財政調整基金残高	円	29億8,000 万円 (26年度)	17億7,000万円	今後、財政収支予測で見込まれる不足額の補てんとして財政調整基金の取り崩しが予測されますが、不測の事態に対応する緊急的財政措置に備え、財政調整基金残高は、第5次総合計画前期計画の成果指標である17億7,000万円を堅持します。
施策ごとの成果指標の目標達成率	%	52.3 (26年度)		本基本計画で定められた施策ごとの成果指標の目標を達成し、基本構想やまちの将来像の実現を目指します。
町税収納率	%	94.35 (26年度)		過去4年間の現年度分と滞納繰越分の合計収納率は収納対策の強化等の成果もあり毎年上昇していますが、景気等の外部要因も収納率に大きく影響することにも鑑み現状の維持を目標とします。
後期基本計画における各施策の進捗率	%	-	100	後期基本計画における各施策の取り組みと成果向上につとめ、進捗率を向上させます。

まちづくりの目標 20 質の高い行政サービスを提供するまちをつくる 【行政運営】 【職員人財育成】

めざそう値及び 取り組みの達成度を測るための指標	単位	現状値	後期目標値 (平成32年度)	目標値設定の根拠
行政サービスに満足している町民の割合 (町民意識調査)	%	63.9		町が提供する様々な行政サービスについて、住民の満足度が高いサービスを提供できるようサービスの見直し等を行っていくことで、住んでよかった、住み続けたいまちの実現を目指します。
職員の対応に満足している町民の割合 (町民意識調査)	%	85.6		町の顔である職員の対応について満足してもらえるよう、研修や啓発に取り組みます。
過去5年間に研修に参加した職員の割合	%	88.0		1年間ですべての職員が研修を受けることは困難であるため、5年周期を目途にすべての職員が必ず1度は研修を受けることができるよう調整を行います。
自分の能力が業務に十分発揮できていると思っている職員の割合	%	75.9		職員を適材適所に配置することで業務効率を高めるとともに、業務に取り組む意欲の向上をはかります。
行政サービスを見直し、利便性を向上させる 【行動目標】				行動目標のため記載なし

用語解説

区分	言葉	意味
ア 行	あおいろかいてんとうつき 青色回転灯付パトロールカー	町が所有する防犯パトロールに使用する自動車へ青色回転灯を装備し、町内を防犯パトロールする車両。
	いしよく 委嘱	民間人などの外部の人に、審議会・調査会などの委員を任せ頼むこと。
	いちじあず 一時預かり	保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のため、お子さんを一時的に預かる事業。
	えぬびーおー ひえいり そしき NPO（非営利組織）	ボランティア団体をはじめとする営利を目的としない、自発的・自立的な社会貢献活動を行う民間組織。
	えるでいー がくしゅうしょうがい LD（学習障害）	子どもの知能は正常であるが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち特定のものが極端にできないこと。
	えいでいえいちでいー ちゅういけつかんたどうせいしょうがい ADHD（注意欠陥多動性障害）	多動性と不注意・衝動性の一方あるいは両方が、同年齢の子どもたちと比較して多くみられ、学校の成績や対人関係において、年齢相応の状態を保てていないこと。
カ 行	かいご よ ほろ にちじょうせいかつしえんそごうじぎょう 介護予防・日常生活支援総合事業	地方自治体が中心となり、地域の実情に応じて、住民等が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。
	かくかぞく 核家族	ひと組の夫婦とその未婚の子どもで構成される家族。
	がっきゅうほじょいん 学級補助員	学習指導や生活指導に困難が生じた場合に学級担当教諭を補助する人のこと。
	がっこうかんけいしゃひょうかいいんかい 学校関係者評価委員会	保護者や地域住民等の学校関係者等で構成され、学校運営の課題や成果を点検・評価する委員会。
	かんすいたいまく 冠水対策	洪水などで、田畑や道路などが水につかることを防止すること。
	かんきょうかんしん 環境監視員	ごみの分別及び不法投棄ごみの監視・指導や、ポイ捨て及び犬のふんの放置等に対するモラル向上に向けたパトロール活動等を行う監視員。
	まげんはいおく 危険廃屋	老朽化し、危険な状態となった建物のこと。
	まさい 起債	国・地方公共団体などが、財政資金や事業資金を調達するために借金をすること。
	まほんいしき 規範意識	道徳や法律等を守ろうとする意識のこと。
	きゅうこうでん 休耕田	耕作をしていないか耕作を休んでいる状態の田。
	きょういくそうだんいん 教育相談員	児童・生徒が直面する教育上の様々な問題について、本人や親・教師などに対し、専門的立場からの助言や指導を行う相談員。
	ぎょうせいひょうか 行政評価	町が行っている仕事やサービス内容などに対し、その効率性、有効性、公平性といった観点から客観的に分析・評価を行うこと。
	きょうどう 協働	同じ目的のために協力して共に働くこと。
	きょうどうじぎょうていあんせいで 協働事業提案制度	自主的・主体的に活動を行う「住民団体」と「行政」とが、お互いの強み・長所を活かし、町の課題解決のために対等な立場で実施する協働事業を提案できる制度。
	クリーンアップうみ川 ^{がわ}	「うみ川クリーンアップ実行委員会」が実施する宇美川周辺に捨てられたごみ清掃等の河川美化活動で、中学生、消防団を含む町民が参加している。
	けいじょうけいひ 経常経費	人件費や扶助費など毎年支出しなければならない経費のこと。
けい 軽スポーツ	ルールを簡易なものにしたり、誰もが手軽に取り組めるようにしたスポーツのこと。	

区分	言葉	意味
力行	けんこう 健康しめ21	町民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組めるように、健康づくり推進運動を展開し、町民の「健康寿命」の延伸を目指すための計画。
	けんりょうこ 権利擁護	権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利の表明を支援すること。
	こういきれんけい 広域連携	自治体間において、共同で事業を実施すること。
	こうきょうしせつとうそうこうかんりけいかく 公共施設等総合管理計画	地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を実現するための計画。
	ごうけいとくしゆしゆつしやうりつ 合計特殊出生率	一人の女性が平均して一生の間に産む子どもの数を表す。
	こうさいひ 公債費	国や地方公共団体が、歳出の財源を得るために負う債務の償還や利子の支払いに要する経費。
	こうれいか 高齢化	65歳以上の高齢者の割合が増大すること。
	こうれいしゃ ほけんふくしけいかく 高齢者保健福祉計画	すべての高齢者が住み慣れた地域に健康で生き活きと安心して暮らせる社会を構築するための3ヵ年の事業計画。
	こけいねんりょう あーるでいーえふ か 固形燃料（RDF）化	分別収集された紙、布、木、プラスチックなどの可燃ごみを圧縮し、燃焼性の高い発熱量をもつ固形燃料に変えること。
	こころ きょうしつ 心の教室	教育相談員が週に1回中学校に訪問し、生徒からの幅広い相談を受ける相談窓口のこと。
	こそだ ひろば 子育て広場	密室育児にならないように、子育て、子育てをめぐる情報の共有や交流を深めあう場をもつことにより、地域に根差して活動することの意義を知り、孤立や不安を解消していく場。また、保育士や専門の講師が出向き、遊びや子育ての楽しさを伝える。
	こ かいいくせいはいれんらくきょうぎかい 子ども会育成会連絡協議会	町内各公民館を主体として設けられており、子ども会育成会並びに少年部をもって構成されている。「子ども達の 子ども達による 子ども達のための 子ども会づくりをめざして」をスローガンに、会議や研修会、レクリエーション等を通して、指導者としての資質の向上及び指導者相互の連絡・協調を目的として活動している。
	こ いばしよ 子どもの居場所「リリーフ」	志免町子どもの権利条例に基づいて設置された、中学生から18歳までの子どもの居場所。
ねんりょうか あーるでいーえふ ごみ燃料化（RDF）	分別収集された紙、布、木、プラスチックなどの可燃ごみを圧縮し、燃焼性の高い発熱量をもつ固形燃料に変えること。	
サ行	さいがいじおうえんきやうてい 災害時応援協定	地震や水害などの大規模災害の発生時に、民間事業者や他自治体から災害復旧に関する人的支援、物的支援を受けるために締結される協定のこと。
	さいがいじゃくしゃ 災害弱者	災害時、自力での避難が難しく、避難行動に支援を要する人々のこと。
	ざいせいしゆうし 財政収支	国または地方公共団体における歳入と歳出の差のこと。
	ざいせいしゆよう 財政需要	地方公共団体が行政の事務事業を遂行するために必要な経費を毎年推計したものの。
	ざいせいちやうせいきん 財政調整基金	年度間の財源不足に対応するため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用するための基金。
	ざいせい だんりよくせい 財政の弾力性	毎年の義務的経費に充てる財源に加えて、社会情勢や行政需要の変化に対応していくための施策に充てる財源が確保できるゆたりのこと。
	はんざい サイバー犯罪	ネットワークを悪用した犯罪行為全般を指し、不正アクセス、インターネットを利用したソフトの海賊版販売、(ポルノ、禁止薬物、賭博などの) 有罪情報の提供、インターネットでの無限連鎖講(ねずみ講)、詐欺行為などがある。国内外のテロ組織がネットワークを利用して起こすサイバーテロも懸念されている。

区分	言葉	意味
サ 行	さんかく 参画	計画、方針の立案や決定などの意思決定の場へ参加すること。
	さんぎょういめんだん 産業医面談	労働者の健康管理等にあたる医師が、専門的な立場から指導・助言を行うために面談すること。
	いやくひん ジェネリック医薬品	先発医薬品と同じ効能や安全性が保持され、かつ安価で供給される医薬品。
	しきけんかんさいいん 識見監査委員	物事を正しく判断・評価できる知識や見識を有し、地方自治体の財務や事業などについて監査を行う者。
	しきくべつそうわくはいぶんほうしき 施策別総枠配分方式	基本計画で掲げた施策ごとに予算額を設定し、その額の範囲内で施策に結びつく事務事業へ予算を配分していくよう予算編成する方法のこと。
	じしゅざいげん 自主財源	地方税、手数料・使用料、寄付金などといった、中央政府に依存しないで、地方自治体自らが調達できる財源。
	じしゅほうさいそしき 自主防災組織	災害発生による地域の被害の予防や軽減のための活動を行う地域住民主体の団体。
	しぜんかんきょうほごかつどう 自然環境保護活動	自然がもつ本来の姿とその多様性を保護するための活動。
	しちようそん 市町村アカデミー	社会経済の急速な進歩や変化に対応し、地方分権型社会の構築に向けて、多様化する住民ニーズに即した市町村行政が推進されるよう、市町村職員の能力の向上をはかることを目的として設置された研修所。
	じっしつこうさいひりつ 実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、段階的に基準が設けられている。
	シティプロモーション	住民に地域への愛着をもってもらうこと及び自治体名などの認知度を上げることが目的とした取り組みのこと。
	しどうしゅじ 指導主事	学校の教育課程、学習指導、その他専門的な事柄の指導・助言にあたる教育委員会の職員。
	じどうはつたつしえん 児童発達支援	障がいのある子どもたちが通う施設において、日常生活における動作や自立するために必要な知能や技能を習得してもらうために支援すること。
	じばさんぎょう 地場産業	地域の特定の自然・資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
	しめまちこ どもくわつどうすいしんけいかく 志免町子ども読書活動推進計画	子どもが成長していく過程において欠くことのできない読書活動を進めていくための計画。
	しめまちこ けんりじょうれい 志免町子どもの権利条例	「子どもの権利条約」に則り、すべての子どもが権利を認められ、生き生きと幸せに暮らせることを目的に、志免町が制定した条例。
	しめまちしょうがいしゃざいたくかいごしえん 志免町障害者在宅介護支援センター	障害者手帳の所持者及びその家族からの相談への対応や、サービスの情報提供を行う施設。
	しめまちしょう ふくしけいかく 志免町障がい福祉計画	障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、直近の現状を踏まえた適切な補正を行った上で、自立支援給付及び地域生活支援事業の見込量とその提供体制を定めた計画。
	しめまちしょう しゃ 志免町障がい者プラン	障がいのある人もない人も互いの人格と個性を尊重し支えあうことにより、安心して暮らせるまちの実現に向けた地域環境の整備を計画的に進めるための計画。
	しめまちじんけんきょういく けいはつきほんしん 志免町人権教育・啓発基本指針	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、地方公共団体の責務として、志免町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な方向性を明らかにしたもの。
しめまちすいどうじぎょう 志免町水道事業ビジョン	時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した必要な量の水を、いつでも、どこでも、誰もが、合理的な対価をもって持続的に受け取ることが可能な水道事業を行うために、今後取り組むべき課題や方向性を示す指針とするもの。	

区分	言葉	意味
サ 行	しめまちたいしんかいしゅうそくしんけいかく 志免町耐震改修促進計画	地震による建築物倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、耐震化の現状を把握するとともに具体的な耐震化の目標を定め、既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的とした計画。
	しめまちだんじょきょうどうさんかくしんじょうれい 志免町男女共同参画推進条例	男女共同参画社会を実現するため、町、議会、町民、事業者及び教育に携わる者等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するとともに、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野に参画する活力あるまちづくりを実現することを目的とした条例。
	しめまちちいきこ きょうしつ 志免町地域子ども教室 (チャレンジひろば)	夏休み期間中の小学校空き教室を利用して、小学生が学習や体験ができる教室。
	しめまちとしけいかく 志免町都市計画マスタープラン	都市計画の観点から、町が創意工夫を行って、独自の将来像を描いて策定するまちづくりについての基本的な方針のこと。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、平成21年4月からおおむね20年先を目標年次として策定されている。
	しめまち さんかくじょうれい 志免町みんなの参画条例	町民が主体的に町政に参画する権利や機会を保障し、町民と行政とが対等な立場に立って協働のまちづくりを進めることを基本理念として、町民の行政への参画を推進することを目的とした条例。
	しめまちようほごじどうたいさくちいききょうぎかい 志免町要保護児童対策地域協議会	保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童といった要保護児童の早期発見や児童とその保護者に適切な支援が行えるよう、地域の関係機関が情報を共有し連携をはかるための会議。
	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	社会福祉事業法に基づき、地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体。
	しゃかいほしじょうかんけいけいひ 社会保障関係経費	病気・けが・出産・障がい・死亡・加齢・失業などの生活上の問題に伴う貧困を予防するとともに、貧困者の生活を安定させるため、国家または社会が所得移転によって所得を保障し、医療や介護などの社会サービスを給付するための費用のこと。
	しゅうのう 収納アドバイザー	徴収事務の知識・経験を有する国税局のOBで効果的な収納方法等についての助言を行う者。
	じゅうみんかつどう 住民活動	住民が各々の価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活のために、自ら行う活動のこと。
	じゅえきしゃふたん 受益者負担	特定の公共事業に必要な経費に充てるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること。
	しょうがいがくしゅう 生涯学習	自己の充実・啓発や生活の向上のために、社会教育やスポーツ活動などを通じて生涯にわたり主体的に学習すること。
	しょうきほたきのうがたきょたくかいこ 小規模多機能型居宅介護	自立した日常生活を可能にするよう、利用者の状態や希望に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」、利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、日常生活上の支援や訓練を行うこと。
	しょうしげん 省資源	地球の資源を保護するため、物資やエネルギーの消費を減らすこと。
	しょうにんずうがっきゅうたいおほほじょういん 少人数学級対応補助員	学習の習熟の程度に応じた支援を行う学級補助員。
	しょうひせいかつそうだんいん 消費生活相談員	地方自治体などの消費者相談機関で、消費者からの消費生活の相談に対応する者。
	じょうほうつうしんぎじゆつ 情報通信技術	コンピュータやネットワークに関連する技術、設備、サービス等。
じょうほう 情報モラル	パソコン等のネットワークでの情報交換などにおいて、善悪をわきまえて正しい行為をなすために守らなければならない規範。	
しょうけいかつかいぜんすいしんいん 食生活改善推進員	正しい食習慣やバランスのとれた食事からなる毎日の食生活を健康の基本と考え、「私達の健康は私達の手で」を合言葉に、地域における食を中心とした健康づくりを推進し、栄養ボランティアとして活動する者。	

区分	言葉	意味
サ 行	しん 新エネルギー	太陽光発電、風力発電、バイオマスなどの「再生可能エネルギー」をはじめとする、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。
	じんけんようごいじん 人権擁護委員	人権の侵害を救済し、地域で人権について関心をもってもらえるような啓発を行う者。
	じんじひょうかせいど 人事評価制度	職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及びその業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。
	しんすいそうていくいき 浸水想定区域	降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域のことで、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保をはかるために指定される。
	スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談業務に従事する者。
	スクールソーシャルワーカー	児童や生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて相談に応じる者。児童や生徒の家族、友人、学校、地域に働きかけ、解決を支援する専門職。
	せいかつしゅうかんびょう 生活習慣病	偏った食事、運動不足、ストレス、喫煙・飲酒等の生活習慣が原因となって発症する病気。主な生活習慣病に、肥満・高血圧・高脂血症・糖尿病などがあげられる。以前は成人病と呼ばれていたが、原因が日常生活に潜んでおり、中高年だけでなく子どもにも起こりうるためこのように呼ばれるようになった。
	せいさんねんれい 生産年齢	生産活動ができる年齢層のこと。一般的には、15歳以上66歳未満を指す。
	せいできしょうすうしゃ 性的少数者	同性を恋愛の対象とする人や心と体の性が一致しない人のこと。
	せいふていねっときか セーフティネット機能	個人や集団、企業に様々なリスクが発生したとき、最悪の事態に陥ることを防ぐ仕組み。
そうだんしえんじぎょうしゃ 相談支援事業者	日常生活上の支援を必要とする障がいのある方やその家族等から相談を受け、障がい者の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とする事業者。	
夕 行	だい じ さんぎょう 第1次産業	原材料・食糧など最も基礎的な生産物の生産に関わる産業。農・林・水産業など。
	だい じ さんぎょう 第2次産業	第1次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業。製造業、建設業、電気・ガス業など。
	だい じ さんぎょう 第3次産業	第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業。小売業やサービス業等。
	たいきじどう 待機児童	保育所への入所を希望しているが、施設の不足や保育希望時間の調整がつかないなどの理由により入所できない児童。
	たいしんほきょう だいきほかいぞう 耐震補強・大規模改造	教育環境の改善と学校教育の円滑な実施に役立てるため、老朽化に伴う補修、地震による倒壊の危険性が高い施設の補強など、既存の学校建物を建て替えずに改修すること。
	だい じ し め まちだんじょきょうどうさんかくこうどうけいかく 第2次志免町男女共同参画行動計画	「志免町男女共同参画推進条例」に定める基本理念の実現と基本的施策の推進を目指した行動計画。平成27年度から平成36年度までを計画期間とする。
	たいのうしょぶん 滞納処分	国や地方公共団体が租税・公税などの滞納者に対して、財産を差し押さえたり公売にかけるなどして売り上げた金額から徴収する行政処分のこと。
	だんかい せ だい 団塊の世代	第2次世界大戦後の昭和22～24年(1947～49)ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。他の世代に比較して人数が多いことからこう呼ばれる。
	ちいまかつどう 地域活動	夏祭りやもちつきなどの住民の交流を深める行事、防犯防災に関する活動、河川の美化活動、体育行事や見守り活動といった住民の福祉に関する活動など、住民が互いにつながり、自らが行うまちをよりよく住みやすくするための活動のこと。

区分	言葉	意味
夕行	ちいき かいぎ 地域ケア会議	地域の状況によって地域資源を構築する方法や課題を把握し、解決する手段を導き出すための会議。高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムを実現する手法の一つ。
	ちいきじち 地域自治	地方自治体内の一定の区域を単位とし、その地域に住む人たちが、自ら地域のことを考え、行動すること。
	ちきゅうおんだんか 地球温暖化	18世紀に始まった産業革命以降の化石燃料(石炭、石油など)の使用量の増大に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中の濃度が増加を続け、これによって地球の平均気温が上昇している現象。地球の平均気温が過去100年間に0.4～0.8℃上昇し、とりわけ、1997年以降の気温の上昇が顕著で、このまま対策がなされなければ、100年後には1.4～5.8℃上昇すると予測されている。
	ちほうぜい 地方税	地方公共団体が賦課・徴収する税のこと。
	ちやうみんいしきちやうさ 町民意識調査	第5次志免町総合計画の各施策で設定した成果指標について、その達成状況を毎年度把握するとともに、その結果に基づき、効率的で効果的な行政経営を行うために実施するもの。
	ちやうさい 町債	町が行う国や金融機関からの借金のこと。
	ちやうしゅうしやくたくいん 徴収嘱託員	町税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料並びにこれらの延滞金等の徴収、納税者との事務連絡など、徴収事務の円滑な運営をはかるために置かれる職員。
	つうきゅうしどうきやうしつ 通級指導教室	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、障がい等の状態に応じて特別な指導を行う教室のこと。
	ていじゅう 定住	一定の場所に住居を構え、そこに住むこと。
	ていたんそしゃかい 低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。
	ていぶい DV (ドメスティックバイオレンス)	配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為をいう。身体的・性的・経済的・心理的暴力がある。
	どうろじき 道路敷	道路の通行部分や中央分離帯等、道路として一体的に管理している土地のこと。
	どうろてんらくとうきけんかしよたいさくけいかく 道路転落等危険箇所対策計画	志免町の道路沿いにある水路や側溝への転落防止対策工事を進めるための計画。
	とくべつしえんがっこう 特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立をはかるために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。
	とくべつしえんきやういく 特別支援教育	盲、ろう、知的障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症(アスペルガー症候群)などの発達障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する教育。また、一人ひとりの教育的な課題を把握し、生活や学習上の困難を乗り越えるために適切な支援を行う。
	とくべつちやうしゅう 特別徴収	納税義務者が税や保険料を直接支払うのではなく、給与支払者が給与から税や保険料を差し引いた上で納入する方法。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画法に基づき計画決定された道路のことで、都市交通の円滑化や都市機能向上のための施設のこと。	
どしゃさいがいけいかいいき 土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。	

区分	言葉	意味
ナ行	にちじょうせいかつしえんせいど 日常生活支援制度	母子家庭、父子家庭及び寡婦が社会的事由等により日常生活を営むことが難しい場合に、一時的に行う生活援助や子育て支援を行う制度のこと。
	にんちしやう 認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族などの良き理解者として活動する者。
	にんちしやうたいおうがた 認知症対応型デイサービス	認知症の方が、デイサービスの事業所で、入浴、排泄、食事などの介護や、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービスや機能訓練が受けられる介護サービスのこと。
	にんてい えん 認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、地域における子育て支援を行う幼稚園と保育所の両方の特長をもつ施設。
	のうかつ 脳活	脳の活性化を表す言葉。
	ノーバディーズパーフェクトプログラム	0歳から5歳までの子どもをもつ親を対象とし、参加者が抱えている悩みや関心ごとをグループで話しあいながら、必要に応じてテキストを参照するなど、自分に合った子育ての仕方を学ぶもの。
ハ行	おやせたい ひとり親世帯	父または母のどちらかのみと未成年の子どもで構成されている世帯。
	ひなんこうどうようしえんしや 避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。
	ふ か 賦課	租税などを割り当てて負担させること。
	ふくいん 幅員	道路や橋などの幅のこと。
	ふくおかけんかいごほけんこういきれんこう 福岡県介護保険広域連合	福岡県内の33の市町村が加入する、公平で安定した介護保険制度の運営を行うことを目的とした組織。介護保険料の決定や介護給付費の支払い、訪問調査、要介護認定などの業務を行う。
	ふくし 福祉のしおり	障がいのある人のための各種サービスや制度の内容を紹介した案内冊子。
	ふつうけんせつじぎょうひ 普通建設事業費	港湾、道路、下水道、学校、保育所などの公共施設の改良や新設のために必要な経費のこと。
	ふとうこうしえんきょうしつ 不登校支援教室	不登校の児童生徒や登校しても教室に入れない児童生徒の居場所として学校復帰を支援するために設置されたもの。
	ほいくんかいほう 保育園開放	子育て中の親子が気軽に集い、交流することで子育ての悩みなどを共有し、安心して子育てができるようにとの願いから保育園施設を利用する事業。乳幼児期の子どもをもつ家庭の子育てに関する相談や遊びの提供、保護者同士の情報収集、交流の場を提供する。
ほうさいぎやうせいむせん 防災行政無線	県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とする無線局。また、平常時には一般行政事務に使用できる。	
マ行	まちせいと しどういんかい 町生徒指導委員会	いじめや不登校等の生徒指導上の課題に対応する各小中学校の生徒指導担当者による会議。
	みんえいか 民営化	国や地方自治体が経営する公企業の事業を民間経営に移管すること。
	みんかんいたく 民間委託	地方自治体の業務を民間に委託すること。民間の技術を導入することにより、事務処理の効率化や専門技術の向上、コスト削減をはかることを目的として行われる。
	みんせいいん じどういん 民生委員・児童委員	生活困窮者や高齢者、児童、心身障がい者等の援護を必要としている人たちの支援や福祉事務所、子ども家庭相談センター等の関係機関への協力、また、生活福祉資金貸付金に関する業務等を行う者。
ヤ行	ようちいき 用途地域	都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態についての制限を定めている地域。

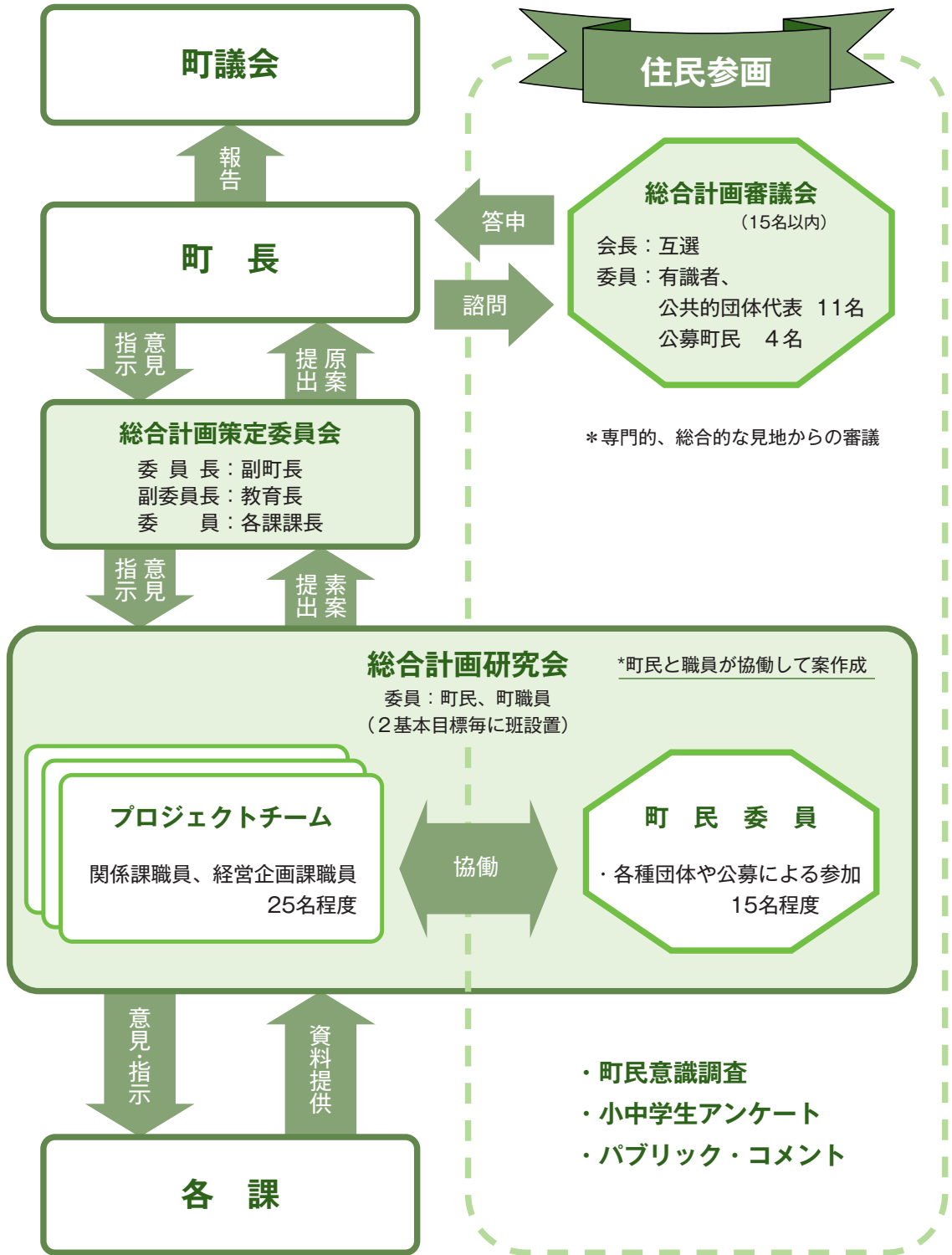
区分	言葉	意味
ラ行	リサイクル	製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。
	リサイクルステーション	家庭から出る新聞や段ボールといった古紙や古布などの資源物のリサイクルを進めるため、町民の持ち込みを受け付ける資源回収のための施設。
	<small>りんじざいせいたいさくさい</small> 臨時財政対策債	地方自治体の一般財源の不足を補うために発行される地方債。
	<small>りんしょうしんりし</small> 臨床心理士	様々な心の病や悩みをもつ患者を検査・診断して、心の健康回復に取り組む資格を有する者。
	<small>るいじだんたい</small> 類似団体	全国の市区町村は、指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分され、その他の一般市と町村は人口と産業構造に応じ、一般市で16類型に、町村で15類型に区分されている。その中の同じグループに属する地方自治体のことを指す。
	レセプト	病院や診療所といった医療機関が、医療費の保険負担分の支払いを健康保険組合に請求するための診療報酬明細書。
	<small>ほうしき</small> ローリング方式	施策の現況と長期計画の差異を埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を定期的に行っていく手法。

■参考文献等

広辞苑(第五版)
 現代用語の基礎知識2014
 志免町人権教育・啓発基本指針
 志免町耐震改修促進計画
 志免町男女共同参画推進条例
 志免町みんなの参画条例
 志免町水道事業ビジョン
 学校教育法
 総務省ホームページ
 文部科学省ホームページ
 厚生労働省ホームページ
 経済産業省ホームページ
 国土交通省ホームページ
 市町村アカデミーホームページ
 福岡県介護保険広域連合ホームページ
 一般財団法人日本食生活協会ホームページ
 Nobody's Perfect Japanホームページ

1 総合計画策定に関する組織

第5次志免町総合計画後期基本計画策定体制



2 総合計画策定の経過

【総合計画審議会】

平成26年11月6日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○会長・副会長の選任 ○議題 <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画策定の基本的な進め方（基本方針・策定体制・スケジュール） ・志免町の特長 ・前期町民意識調査結果の概要説明 ・これまでの検討経過報告
平成27年2月27日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地方創生の動向について ○これまでの策定における経過報告 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討経過報告 ・住民アンケート調査結果報告 ・中学生アンケート調査結果報告
平成27年5月28日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○前期基本計画の課題を踏まえた後期基本計画の構成等について <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画の計画構成と成果指標等について ○これまでの策定における検討経過報告 <ul style="list-style-type: none"> ・重点施策、重点施策方針について
平成27年7月30日		後期基本計画（案）諮問
平成27年7月30日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画（案）の戦略プロジェクト及びこれまでの審議会意見の概要と考え方について ○後期基本計画（案）について審議
平成27年10月8日	第5回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの概要とまちの考え方について協議 ○後期基本計画答申内容について検討
平成27年10月30日		後期基本計画（案）答申

【総合計画策定委員会・プロジェクト会議】

平成26年8月19日	第1回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○会議の運営（目的・会議の進め方・開催計画等）について ○前期基本計画の検証について ○総合計画の役割について
平成26年9月3日	第2回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画の施策体系の検討① （目的体系表の作成方法について） （事務事業のグルーピング）
平成26年9月24日	第3回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画の施策体系の検討② （事務事業のグルーピングと目的体系表への整理）
平成26年10月8日	第4回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○目的体系表の点検及び課題や新たな取組みの抽出①
平成26年10月22日	第5回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○目的体系表の点検及び課題や新たな取組みの抽出②
平成26年10月27日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○副町長、全課長を対象に策定へ向けた考え方と進め方について協議
平成27年1月14日	第6回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○町民意識調査の設問内容の検討
平成27年1月21日	第7回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○町民意識調査の分析結果報告 ○町民意識調査結果をふまえた後期基本計画の課題、取り組みの検討①
平成27年1月28日	第8回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○町民意識調査結果をふまえた後期基本計画の課題、取り組みの検討②
平成27年2月4日	第9回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○目的体系表の整理、重要な取組みについての再検討
平成27年2月19日	第10回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画体系案の検討
平成27年3月25日	第11回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画体系案についての確認 ○後期基本計画の計画構成及び成果指標の検討
平成27年4月8日	第12回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画体系案についての確認② ○後期基本計画の計画構成及び成果指標の検討②
平成27年4月15日	第13回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画の成果指標の検討
平成27年5月18日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画の計画構成と成果指標等について協議
平成27年6月24日	第14回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画の重点戦略施策について検討 ○後期基本計画の成果指標を確認し、目標値について検討
平成27年6月29日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画の体系案と重点戦略施策案等について協議
平成27年7月18日	第15回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画の計画素案について検討
平成27年7月27日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画素案について協議
平成27年9月28日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○後期基本計画（案）パブリックコメントに対するまちの考え方について協議

【総合計画研究会】

平成26年10月18日	第1回研究会	○町民15名と若手・中堅職員を中心としたプロジェクトチームを対象に計画策定の基本的な方針、スケジュールを説明 ○意見交換
平成27年1月31日	第2回研究会	○住民アンケートの調査結果報告 ○各分野の重点課題、重点的な取り組みおよび町民、地域団体、事業所、行政の役割分担の検討
平成27年2月14日	第3回研究会	○各分野の重点課題、重点的な取り組みおよび町民、地域団体、事業所、行政の役割分担の検討
平成27年4月18日	第4回研究会	○後期基本計画体系案、協働指針について意見交換
平成27年5月16日	第5回研究会	○後期基本計画体系案、協働指針について意見交換
平成27年7月18日	第6回研究会	○計画素案について報告、意見交換

【アンケート・講演会・パブリックコメント】

平成26年11月～12月	後期基本計画策定に係る町民意識調査	18歳以上の町民2,000人を対象にまちの現状と将来のまちづくりにおけるアンケートを実施 有効回答 680人 有効回答率 34.0%
平成26年12月	中学生アンケート	志免中学校、志免東中学校三年生を対象にまちの現状と将来のまちづくりにおけるアンケートを実施
平成27年5月～6月	町民意識調査	18歳以上の町民2,000人が対象 有効回答 865人 有効回答率 43.3%
平成27年8月～9月	基本計画(案)についてのパブリックコメント	受付意見数 2件

【議会】

平成27年12月	志免町議会12月定例会	「第5次志免町総合計画後期基本計画」報告
----------	-------------	----------------------

3 志免町総合計画審議会条例

昭和46年3月20日
志免町条例第96号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、志免町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ志免町総合計画に関する事項を審議するため志免町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じて志免町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員1人以内
- (2) 町農業委員会の委員1人以内
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員2人以内
- (4) 識見を有する者7人以内
- (5) 公募により選ばれた町民4人以内

全改(平21条例第3号)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

改正(平19条例第3号)

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って決める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月25日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月16日から適用する。

附 則(昭和52年10月7日)

この条例は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月24日)

この条例は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月15日条例第25号)

この条例は、昭和62年10月20日から施行する。

附 則(平成12年9月28日条例第32号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

4 志免町総合計画審議会委員等名簿

(1) 総合計画審議会委員

委員の区分	団体等	氏名	審議会役職
町教育委員会の委員	志免町教育委員会	牟田口朱美	委員
町農業委員会の委員	志免町農業委員会	近藤 辰也	〃
公共的団体の役員及び職員	志免町社会福祉協議会	野上 泰史	〃
	志免町商工会	吉田 耕二	副会長
識見を有する者	エコネットしめ	案浦 康子	委員
	NPO法人ミディエイド	今村 晃章	〃
	志免町町内会連合会	大野 輝夫	〃
	志免町子育てネットワーク	屋宮 美幸	〃
	西日本工業大学名誉教授・九州都市学会顧問	北村 速雄	会長
	志免町社会教育委員の会	田邊比都美	委員
	志免町体育協会	本田 隆幸	〃
公募より選ばれた町民	公募町民	大原 スミ	〃
	公募町民	武重 政隆	〃
	公募町民	水流 鉄子	〃
	公募町民	中山 裕雄	〃

(2) 総合計画研究会会員・職員プロジェクト

(五十音順)

氏名	団体・所属課等	氏名	団体・所属課等
安部 三枝	志免町民生委員児童委員協議会	芹田 博	NPO法人ミディエイド
飯田 重雄	志免町社会福祉協議会	高山真佐子	志免町職員（子育て支援課）
石井 真紀	志免町商工会	田端 浩平	志免町職員（学校教育課）
石津 吉章	志免町職員（都市整備課）	堤 安代	まちづくり住民協議会
石丸 尚之	志免町職員（福祉課）	水流 修一	公募町民
稲永 正	志免町職員（地域交流課）	藤 新吾	公募町民
今長谷智子	志免町職員（総務課）	徳永 博文	志免町職員（社会教育課）
上野 颯士	公募町民	濱田 達雄	志免町職員（都市整備課）
梅崎 真吾	志免町職員（経営企画課）	原田 初枝	エコネットしめ
木森 信裕	志免町職員（住民課）	久田 和郎	志免町職員（福祉課）
清原 哲也	志免町職員（生活環境課）	日高 洋一	志免町職員（経営企画課）
久場川竜朗	志免町職員（経営企画課）	平田 恵子	志免町職員（学校教育課）
久保山嘉史	志免町職員（生活環境課）	平山 聡彦	志免町職員（福祉課）
熊本ちえ子	志免町ボランティア連絡協議会	本田真由美	志免町職員（福祉課）
権丈 聖	志免町職員（税務課）	松田 直子	志免町職員（健康課）
児島恵美子	志免町職員（税務課）	増本 舞	公募町民
小柳 友美	志免町職員（上下水道課）	宮崎 晃	志免町シルバー人材センター
坂本 博子	志免町食生活改善推進会	百田 光	志免町職員（経営企画課）
櫻井 香	志免町職員（総務課）	森近 修子	志免町職員（健康課）
篠原 優人	志免町職員（都市整備課）	横山 榮	志免町老人クラブ連合会
世利 直清	公募町民	吉村 茂哲	志免町職員（総務課）

(3) 総合計画策定委員

氏名	所属	役職
丸山 孝雄	副町長	策定委員長
長澤 利信	教育長	策定副委員長
権丈 伸吾	経営企画課長	委員
世利 秀剛	総務課長	〃
吉川 求	学校教育課長	〃
熊本 仁	学校教育課参事	〃
吉村 嘉彦	社会教育課長	〃
中尾 正幸	税務課長	〃
吉原 正治	住民課長	〃
藤野 和博	福祉課長	〃
作本 和美	健康課長	〃
藤 修	子育て支援課長	〃
高木 元司	生活環境課長	〃
山内 昭広	都市整備課長	〃
吉村 信義	上下水道課長	〃
長 秀樹	議会事務局長	〃
児嶋 賢始	監査委員事務局長	〃
坂田 龍二	会計課長	〃

5 諮問、答申

(1) 諮 問

志免町経政第444号

平成27年7月30日

志免町総合計画審議会

会長 北 村 速 雄 様

志免町長 世 利 良 末

第5次志免町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

志免町総合計画審議会条例第3条の規定に基づき、第5次志免町総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答 申

平成27年10月30日

志免町長 世利 良末 様

志免町総合計画審議会
会 長 北 村 速 雄

第5次志免町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成27年7月30日付志免町経政第444号により本審議会に諮問のあった標記の件について当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり意見を取りまとめましたので答申します。

今回諮問された後期基本計画（案）は、基本構想の実現に向け、前期基本計画の基本的な枠組みを踏襲しつつ、町民意識調査による町民ニーズや現状に沿った課題を踏まえ、平成32年度までの方向性や施策が広範にわたって盛り込まれており、概ね妥当であると認めます。なお、本計画の推進にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

1、計画の共有と人材活用

今後の計画の推進にあたっては、本計画の内容を町民や事業所・町職員に積極的に周知するよう努めるとともに、本計画に携わった人材の活用にも努めること。

2、着実な計画の推進

今回の基本計画で掲げた重点施策である子育て支援の取り組みの強化及び、6つの戦略プロジェクトを積極的かつ効果的に推進し、成果を重視した実効性のある取り組みを図ること。

3、計画の進行管理と成果の公表

計画の進行管理については、町民の満足度調査等により毎年評価検証を行う、また事業の進捗度についても積極的に公表を推進すること。

第5次志免町総合計画後期基本計画

発行：志免町 経営企画課

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

TEL：092-935-1001

FAX：092-935-2941

E-mail：kikaku@town.shime.lg.jp

策定支援業務：株式会社 シーズ総合政策研究所

印刷・製本：株式会社 ぎょうせい